



2.6-11 消費者行政の一環として「かしこい消費者展」が熊本市のデパートで開催。参観者は延2万人をこえた。



2.12 熊本ブリジストンゴムK.K.の玉名市進出がきまり、地元川原市長と会社側との協定調印が県庁で行なわれた。



2.16 ヤマハ発動機（モーターボート会社）の姫戸町での操業開始（6月から）を前に現地起工式が行なわれた。



2.17 高遊原台地のかんがい用水事業の要となる深迫ダムの起工式が地元益城町で挙行された。

県政ハイライト★KENSEI HAIRAITO★けんせいはいらいと★県政ハイライト★



2.19 高校、中学を出て就農する自営者（2,700人）の激励会が県や農業団体の主催で開かれた（県庁地下ホール）



2.20 恒例の県広報大会は市町村広報マンを集めて開催。NHK解説副委員長村野賢哉氏を講師にむかえて盛況だった。



2.25 県野菜振興大会が県庁地下ホールで開催された。ことしは青果物価格安定制の充実などを中心に大会討議が行なわれた。



2.26 昭43年10月から着工した県立熊本ろう学校が落成。鉄筋3階建の校舎と250人収容の寄宿舎からなり西日本一といわれている。

建築基準法を守ろう！

家を建てる場合に、まず心得ておかねばならない法律で、建築基準法というのがあります。これは、建築について、いろいろの制限や手続きを、最低基準できめた法律なのです。

■家を建てようとするときは、必ず工事にかかる前に確認を受けなければなりません。そのためには、確認申請書を県建築課か、県土木事務所へ出して、その建物が安全であるかどうかの審査を受けなければなりません。建物の敷地が若しも、都市計画区域内だった場合は、建物の目的により、禁止されたりすることがあります。例えば、住宅地域内に作業場を設けることは厳しく制限されています。又、防火地域・準防火地域に指定された地域内に建築する場合は、木造三階建の家を建てることはできません。敷地は四辺幅以上の道路に、二層以上接していなければなりません。そのため都市計画区域内の建築物の建築面積は、その構造によっていろいろと制約がありますが、実際に家を建てようとお考えの方は、前もって、建築基準についてよく研究して準備を進められた方が賢明です。